

令和 7 年 月 日

商工まつり実行委員会 様

オータムフェスタ in SHIMA 設立20周年記念商工まつり出店申込書

事業所名			
代表者名			
住所			
TEL			
FAX			
携帯番号			
出店形態 (どちらかに○)	テント	キッチンカー	
テント出店者のみ回答 (どちらかに○)	営利	非営利	
出品品目			
テント・机・イス	各自でご用意ください		
ガスの 使用有無	有	無	
電気器具の 使用有無	有	無	
電気器具の名称	(全てご記入下さい)	合計 ワット数	ワット

※電気使用ワット数は、1 店舗 2000 ワットまでです。

※食品関係出店者は必ずお守りください。

★保健所への申請の件

- ・ 食品を取り扱う事業所は、伊勢保健所志摩衛生指導課での臨時営業の許可を各自で取得して頂きます。商工まつりの当日までに商工会事務局へ臨時営業許可証の写しを提出して下さい。これがない場合は、当日であっても出店を取り消すことがあるので、臨時営業許可は必ずとって下さい。
- ・ 臨時営業の許可申請料は2,500円となります
- ・ 検便については、食品取扱業者(毎年6月に行われる保健所での一斉検査の際に提出するもののコピーでOKです)以外で臨時営業を申請する場合必要となります。原則従事する方全ての分が必要となります。

【検査料……@600円】

★検便の受付時間は…

伊勢保健所志摩衛生指導課では、毎月第3水曜日に㈱イムテスさんの臨時窓口が開設されます。受付時間は、それぞれ10時～12時までとなります。

上記以外は、伊勢市の㈱イムテスさんで常時受付致します。

臨時営業を申請する際には、検便の検査結果が必要となります。

※(検査結果が郵送で送られてきます。1週間程度)⇒検査結果を持参し伊勢保健所志摩衛生指導課での臨時営業申請となります。

★臨時営業の区分について

- ・ 臨時営業は、食品を取り扱い、調理・加工を加える事業所はすべて必要となります。お寿司のように事業所において、食品を完成させ現場で販売する場合は臨時営業の必要はありません。わからない場合は伊勢保健所志摩衛生指導課(TEL43-5111)にお問い合わせ下さい。